

令和4年9月30日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の4記載の原処分を取り消し、請求人が、利害関係人を事業主とする厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)及び健康保険法(以下「健保法」という。)の適用事業所に使用される者として、厚年法及び健保法上の被保険者資格(以下、単に「被保険者資格」という。)を有することの確認を求めるといふことである。

第2 事案の概要

1 利害関係人は、平成〇年〇月〇日に設立された合同会社であり、請求人は設立当初から利害関係人の有限責任社員であり業務執行社員であった。

利害関係人は、令和〇年〇月〇日付けで新規に適用事業所となり、請求人は、適用事業所に使用される者として、同日に被保険者資格を取得した。

2 利害関係人は、令和〇年〇月〇日(受付)、適用事業所の事業主として、日本年金機構(被保険者資格に係る確認に関する厚生労働大臣に係る事務を委任されている。以下「機構」という。)の〇〇年金事務所に対し、請求人に係る被保険者資格喪失の届出を提出し(喪失原因 退職等(令和〇年〇月〇日退職等))、機構理事長は、令和〇年〇月〇日付けで利害関係人に対し、請求人については令和〇年〇月〇日に被保険者資格を喪失した(喪失原因 退職等)との通知をした。

3 請求人は、令和〇年〇月〇日(受付)、機構〇〇年金事務所長に対して、令和〇年〇月〇日から上記令和〇年〇月〇日現在に至るまでの期間について、利害関係人において被保険者資格を有していたこ

との確認の請求(以下「本件確認請求」という。)をした。

4 機構は、本件確認請求を、令和〇年〇月〇日から同月〇日までの期間(以下「本件請求期間」という。)の被保険者資格についての確認請求であると解した上で、同年〇月〇日付けで、請求人に対し、提出された関係資料等により、請求人が被保険者であるとは確認・判断できないとの理由により、本件確認請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

5 請求人は、原処分を不服とし、標記の厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

1 厚生年金保険の適用事業所に使用される70歳未満の者及び健康保険の適用事業所に「使用される者」は、適用除外される者を除き、その使用されるに至った日に被保険者資格を取得し、当該事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者資格を喪失することとなるが、この被保険者資格の取得及び喪失は、適用事業所の事業主の届出若しくは被保険者等の請求により、又は職権で、厚生労働大臣がこれを確認することによって、その効力を生ずることとされている(厚年法第6条、第9条、第12条、第13条、第14条、第18条、第27条及び第31条並びに健保法第3条第1項及び第3項、第35条、第36条、第39条、第48条及び第51条)。そして、この確認等に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に委任されている(厚年法第100条の4第1項第3号、第7号及び第9号並びに健保法第204条第1項第4号、第7号及び第10号)。

なお、法人の理事、監事、取締役、代表社員及び無限社員等法人の代表者また

は業務執行者であっても、法人から労務の対価として報酬を受けている限り、法人に使用されているものとして、被保険者になるとして扱われている（昭和19年6月29日保発第9号、昭和24年7月28日保発第74号厚生省保険局長通知）。

- 2 本件において、請求人は、機構がした前記「事実」欄第2の4記載の理由による原処分を不服とし、本件請求期間について適用事業所である利害関係人において被保険者資格を有していたことの確認を求めているのであるから、本件の問題は、前記1の関係法令の規定に照らして、原処分が適法かつ妥当であると認められるかどうかである。

## 第2 当審査会の判断

### 1 「略」

- 2 以上によれば、請求人は合同会社である利害関係人の業務執行社員であったと認められるので、利害関係人から労務の対価としての報酬を受けている限りは被保険者として扱われるべきであるが、本件において請求人は令和〇年〇月までは役員報酬を受けていたものの令和〇年〇月以降は受けていないことが認められ、その他労務の対価としての報酬を受けていた事実も見当たらないので、令和〇年〇月〇日以降は、実体上被保険者たる資格を欠いたことが認められる。

また、請求人は、利害関係人に対して、定款第11条2項を根拠に、令和〇年〇月〇日で退社すべく、その2ヶ月前に本件退社予告をしていることが認められ、これに対して利害関係人は、請求人の退社の予告を了承したと認められるところ、合同会社の社員が退社するには、総社員の同意が必要であるが（会社法第607条第1項第2号）、利害関係人は社員2人の合同会社であり、社員の一方の退社の予告に対してもう一方が了承したのであるから、総社員の同意があったと認めるのが相当であり、請求人は、手続き的にも有効に、令和〇年〇月〇日に退社したものと認める。この点、請求人は、本件

退社予告は条件付きであったので条件が成就しない以上は効力を発しないが本件で条件は成就していないとの趣旨の主張をするが、本件退社予告が記載された〇年（令和〇年）〇月〇日付けの書面には、条件付きであるとの明確な記載はないので、本件退社予告を条件付きと認めることは困難であり請求人の主張は採用できない。さらに請求人は、Aが適用事業所で事業主である利害関係人の代表者として、令和〇年〇月〇日（受付）に、請求人の被保険者資格喪失届出をしたことにつき、Aは利害関係人の代表社員ではなかったとの趣旨の主張をするが、利害関係人の登記簿にはAが代表社員と登記されているのであるから、請求人の主張は採用できない。その他請求人は、請求人の退社手続には瑕疵があるとの主張を繰り返すが、その主張を裏付ける客観的に明らかな資料は存在しないのであり、別途訴訟等にて請求人の社員たる地位や社員としての報酬請求権が確認された等の事情があればともかく、簡易迅速に処理をすべき社会保険審査官及び社会保険審査会法の手続において請求人の主張を採用することは困難である。

- 3 以上のとおりであるから、機構が、本件確認請求を却下した原処分は適法かつ妥当であり、これを取り消すことはできない。

以上の理由により、主文のとおり裁決する。